

第三者に対する診療経過の開示が不法行為に該当するか

メディカルオンライン医療裁判研究会

【概要】

C社の従業員Aは、業務中に負傷し、H病院でO医師の診察・治療を受けたが、その後、C社に対して、業務中の負傷に関して損害賠償請求訴訟(別件訴訟)を提起した。

この別件訴訟において、H病院でのAの診療経過が明らかにされたことから、Aが、O医師がC社の担当者に無断でAの診療情報を漏洩したことにより精神的苦痛を被ったとして、O医師及びH病院に対して損害賠償を求めたのが本件である。

裁判所は、O医師にはAの診療情報を事前の同意なく漏洩した不法行為が認められるとして、O医師及びH病院の損害賠償責任を肯定して、100万円の慰謝料を認容した。

キーワード：診療経過の開示、業務中の負傷、秘密漏洩、個人情報

判決日：さいたま地方裁判所川越支部平成22年3月4日判決

結論：一部認容

【事実経過】

年月日	詳細内容
平成14年8月14日	Aは、C社の従業員として業務に従事していた際に負傷した。
9月13日	H病院の整形外科を受診し、平成16年4月30日までの間、H病院の代表者であるO医師の診察を受けた。 Aは、O医師に対し、以下の事情を説明した。 <ul style="list-style-type: none">・ Aは、平成14年8月14日、C社の作業所内の第一ラインにおいて、かがんだ状態で下を向き、荷造り作業に従事していたところ、他の従業員がドーリーに載せて運搬中不注意により落下させたプラスチック製の箱により頭部を直撃された結果、頭部打撲、頸椎捻挫の傷害を負った(以下、「本件労災事故」という)。・ Aは、同年8月15日から同年9月5日まで、Iクリニックにて治

	療を受け、同年9月3日に頸椎捻挫と診断されて治療を受けていたが、吐き気、頭痛、首の痛み等の症状が回復しなかったためH病院に転院した。
平成15年10月31日	O医師は、相当期間治療をしてもAの症状が改善せず、むしろ左上肢の感覚低下などの症状が出てきたので、Aに対し、MRI設備のあるJ病院で頸椎等のMRI撮影を行うよう指示し、Aはこの指示に従い、J病院にてMRIの撮影を受けた。 Aは、同日のうちにMRI画像を持参してO医師の診察を受けた。その際、O医師は、Aの症状の原因が本件労災事故よりはむしろ加齢による頸椎ヘルニアであると診断したが、Aに対する説明では、Aの症状の原因は病気であると説明をすることとなり、加齢によるものであるとの趣旨の発言をしたり、本件労災事故とは関連

	がないと発言したりすることはなかった。 また、O医師は、Aが労働災害補償保険金等の給付に必要である休業補償給付支給請求書及び休業特別支給金支給申請書の診療担当者の証明欄に、Aの主治医として記名・押印をし、傷病にかかる証明を行ってきたが、上記のとおり、Aの症状の原因が本件事故によるものではなく、ヘルニアであると診断した後も、それ以前と同様に、これらの書面の診療担当者の証明欄に、従前どおり記名・押印をし続けた。
平成 16 年 2 月 18 日	Aは、母の世話をするため帰省した。
平成 17 年 2 月 20 日	C社の担当者が、O医師を訪問し、Aに対するこれまでの診療について礼を述べた。その際、O医師は、C社の担当者がどの患者に対する診療について礼を述べているのかを即座に思い出さず、患者の顔を思い出すためにAの診療録を自己の面前に取り出したが、それに記載されていた具体的な診療内容をC社の担当者に示すことはなかった。このときC社の担当者がO医師に面会したのは2、3分程度であった。
3 月 1 日	Aは、帰省先のK病院で、頸椎捻挫、頸椎症(末梢神経障害)との診断を受けた。
4 月 22 日	Aは、K病院の診察に基づき、労災障害等級9級の認定を受けた。
7 月 12 日	Aは、C社を被告として、本件労災事故によってAに生じた損害の賠償を求める訴えを提起した(以下、この事件を「別件訴訟」といい、別件訴訟の審理を担当した裁判所を「別件裁判所」という)。
9 月ころ	C社の担当者がO医師の下を訪れ、C社が別件訴訟において診療録の文書送付嘱託を申し立てるので、診療録の送付について

	協力してほしい旨、O医師に伝えた。
10 月 25 日	C社は、別件裁判所に対し、H病院にAの診療録及び検査結果等診療記録(レントゲン写真、MRIを含む)全部の送付を求める旨の文書送付嘱託の申立てをした。
10 月 26 日	別件裁判所は、C社の文書送付嘱託の申立てを採用する旨決定し、同年11月1日、H病院に対して文書送付の嘱託をした。
11 月 8 日	嘱託を受けてH病院から送付されたAの診療録及び検査結果等診療記録が、別件裁判所に到着した。C社は、この診療録の写しを証拠として提出した。
平成18年 3月27日	C社が同日提出した準備書面(当事者の主張を記載した書面)に、「また、⑥の傷病部位、療養経過、障害の状態は、経年変化としての変形性頸椎症、またK整形外科におけるMRIによる診断のとおり加齢等による椎間板によるものであり、本件事故による損傷ではない。」「Aの頸椎MRIの所見は、以下のとおりであり、Aの症状にはこれら頸部背骨のレベルの穏やかな運河の狭窄症、C4/5及びC5/6の左の神経のfor-amensの制限等に起因するものである。」などの記載があった。 また、別件裁判所は、C社に対し、Aの診療録には字の判読不可能な箇所が多々あるとして、診療録を判読可能とするよう指示した。
4 月	C社の担当者は、C社が別件裁判所から診療録を判読できるようにするよう指示されたことを受け、O医師を訪問し、日本語の部分も含めて判読できない部分について、その文字と意味内容をO医師に尋ね、あらかじめ用意しておいた診療録の写しに回答内容を書き込んだ。
4 月 27 日	C社は、H病院の前記診療録に

	用いられた外国語の翻訳を書き込んだものを、別件裁判所に提出した。
6月8日	<p>○医師は、平成18年6月8日付けのAの症状について記載された意見書に署名押印し、C社はこの意見書を証拠として提出するとともに、H病院におけるAについての診療経過一覧表を添付した準備書面を提出した。</p> <p>本件意見書及び診療経過一覧表の作成過程は、次のようなものであった。</p> <p>○医師は、C社の担当者から、Aの症状につき意見書を作成してほしいと何度も求められたが、多忙を理由にこれを断り続けた。そこで、C社の担当者は、本件意見書の草稿を作成した上、これを○医師に示し、その内容に問題がなければ署名捺印するよう求めた。○医師は、草稿の内容をH病院の診察の昼休みに熟読した結果、その記載内容が○医師の診断内容に合致すると判断し、これに署名・押印した。なお、○医師は、C社から、意見書の作成について報酬等を受領するようなことはなかった。</p> <p>また、診療経過一覧表は、C社が別件裁判所からその作成を指示されたものであり、C社の担当者は、裁判所の指示の前より、診療録の判読できない部分についてその文字と意味内容を○医師に尋ねていたが、診療経過一覧表作成の指示を受けて、改めて○医師に診療録の内容について説明してもらい、診療経過一覧表を作成した。C社の担当者は、診療経過一覧表の作成についても裁判所の指示であると○医師に伝えていた。</p>

【争点】

○医師による、C社の担当者又はC社の訴訟代理人（以下、C社の担当者及びC社の訴訟代理人を総称

して「C社側」と表記する)に対する、Aの診療情報に関する次の秘密漏えい行為及びその違法性の有無

- ① Aの症状及び通院継続の見通しをC社側に漏示した行為
- ② C社とAの間に本件労災事故に関する別件訴訟が係属中であることを知りながら、C社の担当者からAの診療録及びMRI画像を見せた上で、C社の担当者から尋ねられたAの診療情報に関する質問に回答するとともに、Aの診療情報について説明した行為
- ③ Aの了解なく、(1)診療録の判読不能な文字を説明し、(2)尋ねられた医学用語の意味を説明し、併せて診療録に記載された文字等の意味を明らかにし、(3)AのMRI画像について読影した内容とこれに対する意見を述べた上で、別件訴訟において、C社が提出した準備書面の「第二、頸椎捻挫、頸椎症、後遺障害と本件事故の因果関係」の項を記載することが可能になる程度にAの所見について説明し、(4)診療録に医学用語等を書き込んだものを交付してこれを別件裁判所に提出できるようにした行為
- ④ H病院が、別件訴訟における文書送付嘱託に応じてAの診療録及びMRI画像を別件裁判所に送付した行為
- ⑤ 診療経過一覧表作成過程において、Aの診療内容をC社側に漏示した行為
- ⑥ AのMRIに関する詳細な所見をC社側に漏示した行為
- ⑦ Aの症状の原因は加齢によるものであり、本件労災事故との因果関係はないとの○医師の医学的判断をC社側に漏示した行為

【裁判所の判断】

○医師による、C社側に対する、Aの診療情報に関する次の秘密漏えい行為及びその違法性の有無

「医師は、その職務の性質上、患者との信頼関係の下に、診療の過程で患者の身体の状態、病状、治療等についての情報(診療情報)など患者の秘密を知

り得るところ、そのような職務上知り得た診療情報等の患者の秘密については、正当な理由なくこれを漏示してはならない。これは、医師の職業倫理であるとともに、医師は、『正当な理由がないのに、その業務上取り扱ったことについて知り得た人の秘密を漏らしたとき』は、秘密漏示の罪(刑法134条1項)に当たるとされて、その職務上知り得た秘密といえる事項については、これを秘匿すべき法律上の義務を負うものである。

そこで、以下、O医師がその義務に違反してAの主張する診療情報等の漏えい行為をしたといえるか、その違法性について検討する。」

① Aの症状及び通院継続の見通しをC社側に漏示した行為

「Aが今後通院するかどうか分からないとの情報をC社の担当者に伝えたとすれば、当該情報はAの通院の継続の有無に関する診療情報といえるし、状況によっては、秘密に当たることもないとはいえないが、Aは、同年2月16日に、C社に対し、母の看病のために愛媛に帰る旨報告しているのであるから、通院の継続の有無に関する情報は、C社との関係でAの秘密情報に該当するといふことはできない。」

② C社とAの間に本件労災事故に関する別件訴訟が係属中であることを知りながら、C社の担当者にAの診療録及びMRI画像を見せた上で、C社の担当者から尋ねられたAの診療情報に関する質問に回答するとともに、Aの診療情報について説明した行為

裁判所は、争点③の以前に、O医師が②の行為を行ったと認めるに足りる証拠はないと判断した。

③ Aの了解なく、上記(1)～(4)をした行為

「別件裁判所がC社に対し、O医師から診療情報を得ること又はO医師作成の意見書を提出することを求めていたことを認めるに足りる証拠はない。そうすると、O医師は、別件裁判所の指示があつ

たものではないにもかかわらず、少なくとも、同年2月8日の第4回口頭弁論期日から同年3月27日の第1回弁論準備手続期日までの間に、当該準備書面(2)に記載可能な程度のAの診療情報をC社の担当者に伝えていたものと認められる。」

「そこで、O医師がC社の担当者に診療情報を伝えたことが、Aの秘密の漏示になるか否かについて検討する。」

「少なくともO医師がその所見を説明したり、Aの椎間板後方突出が加齢によって生じたものであるとの意見をC社の担当者に伝えていた事実は認めることができるのであり、O医師が上記診療情報の提供につき、Aの事前の同意を得ていないことは被告らの争うところではないから、これらのことは、Aの診療情報の漏示に当たる。しかも、前記のとおり、この点について別件裁判所からの指示はなかったのであるから、O医師の行為につき違法性を完全に阻却する事由は認められない。」

④ H病院が、別件訴訟における文書送付嘱託に応じてAの診療録及びMRI画像を別件裁判所に送付した行為

「O医師の診療録の送付は、裁判所からの文書送付嘱託に応じて行ったものであり、その送付が法令に基づく場合に当たるから、本人の同意を得なくても許されるものである(個人情報保護法23条)。すなわち、個人情報保護法23条1項1号によれば、法令に基づく場合は、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供することが許される」

「本件は、Aが、その症状が労災事故によるものであるとして提起している訴訟において、Aの症状や医師の所見の記載された診療録についての別件裁判所からの送付嘱託に基づく提供であつて、嘱託の趣旨に照らせば、Aの診療録を送付することに必要性や合理性がないとはいえず、O医師の行為に違法性はないというべきである。」

⑤ 診療経過一覧表作成過程において、Aの診療内容をC社側に漏示した行為

「O医師は、C社の担当者から別件裁判所が診療経過一覧表作成を指示していると伝えられていたとはいえ、別件裁判所がO医師に会って診療経過一覧表を作成するように指示したとまでは認められず、その指示の時期以前の行為もあることからすれば、それによりO医師が上記のような事実をC社に伝えたことが正当化しきれものではない。」

⑥ AのMRIに関する詳細な所見をC社側に漏示した行為

裁判所は、O医師より、既にAのMRI所見に関する情報はC社に開示されており、改めて開示する合理的理由がなく、原告が主張するような事実を認めるに足りる証拠はないと判断した。

⑦ Aの症状の原因は加齢によるものであり、本件労災事故との因果関係はないとのO医師の医学的判断をC社側に漏示した行為

「C社が・・・陳述した準備書面(2)には、Aの症状は加齢によるものであり、本件労災事故との因果関係はないとのO医師の医学的判断が記載されていたものであるところ、」O医師は、そのような医学的判断を・・・別件裁判所の指示があったわけではないのに、C社の担当者に伝えていたものと認められる。」

【コメント】

1 診療経過の開示の適法性に関する本件判決の基準

本件は、医師が、患者の同意なく、第三者である患者の勤務先に対して患者の診療情報を提供したことに關して、慰謝料請求が認められた事案である。

本件判決は、第三者に対して診療情報を提供することが違法となるかどうかを判断するにあたって、「O医師が職務上知り得た秘密といえる

事項について秘匿すべき法律上の義務に違反してAの主張する診療情報等の漏えい行為をしたといえるか、その違法性について検討する。」と述べた上で、提供した情報が「秘密」といえるかどうか、「秘密」といえるとして情報の提供が正当化されるかどうかを判断している。

2 「個人情報保護法」について

本件争点のうち④の行為については、提供した情報は「秘密」に該当するものの、情報の提供は違法ではないと判断された。

この④の行為は、O医師あるいはH病院が、第三者である裁判所に対して、患者Aの診療録及びMRI画像を送付したというものであるが、この行為が適法であるか違法であるかを判断するにあたって、個人情報保護法が参照されている。同法は、個人情報をデータベース等にして事業に用いている者に適用される法律であり、医療機関についても、過去6か月のいずれかの日において5000を超える個人の個人情報を有している医療機関に適用がある(厚生労働省より、同法の趣旨を踏まえた遵守すべき事項及び遵守することが望ましい事項を示した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」が出されている)。

個人情報保護法23条1項は、本人の同意なしに個人情報を第三者に提供することが許される場合について、次のとおり定めている。

個人情報取扱事業者は、次に掲げる場合を除くほか、あらかじめ本人の同意を得ないで、個人データを第三者に提供してはならない。

一. 法令に基づく場合。

二. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

三. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合

であって、本人の同意を得ることが困難であるとき。

四. 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき。

したがって、これらの例外に該当する場合については、本人の同意なしに個人情報を第三者に提供したとしても、個人情報保護法上は適法と扱われる。

もともと、厳密には、個人情報保護法上適法であることと、民法上適法であること(患者のプライバシー権を侵害しないこと)は別次元のものであり、個人情報保護法で適法な行為であっても、民法上違法な不法行為であるとして慰謝料の対象となることも理論的には考えられる。

そこで、第三者への診療情報の提供が問題となるケースについて、若干、検討しておく。

3 具体的ケースの検討

(1) 裁判所からの文書送付嘱託

本件争点のうち④の行為は、裁判所からの文書送付嘱託に応じたものである。

文書送付嘱託は民事訴訟法226条に基づくものであり、個人情報保護法23条1項1号の「法令に基づく場合」に該当する。

また、民法上適法か(プライバシー権の侵害とならないか)については、内閣府が平成20年7月に「ガイドラインの共通化の考え方について」の中で、「裁判所からの文書送付嘱託や調査嘱託への対応」が掲げられており、法令の趣旨に照らして第三者提供の必要性和合理性が認められる範囲内で対応するものとする記載されている。

したがって、「法令の趣旨に照らして第三者

提供の必要性和合理性が認められる」かどうかはケースバイケースの判断とならざるを得ないが、嘱託を受ける医療機関側としては、例えば、当該診療情報のプライバシーの程度を考慮することになる。

なお、裁判所からの文書送付嘱託に対して、患者の同意書の送付を求めた場合には、プライバシー権の侵害の問題が生じないことは当然である(そもそも、同意なき第三者への情報開示でない)。

(2) 職場や学校からの問い合わせ

個人情報保護法23条1項各号のいずれにも該当しないことから、患者の同意なくこれらの問い合わせに応じることは、違法であると考えられる。

本件では、③⑤⑦の行為が違法とされた。O医師は、C社側から「裁判所の指示である」と伝えられてこれらの行為を行ったとされるが、そのような事情では情報を開示したことが正当化されないと判断されていること(裁判所はO医師に指示したのではなく、C社側に指示したに過ぎなかった)に留意する必要がある。

(3) 警察や検察からの問い合わせ

これらの捜査機関からの診療情報提供の要請には、令状に基づく場合と令状に基づかない任意の照会の場合とがある。

前者の場合は刑事訴訟法218条が根拠となり、後者の場合は同法197条2項が根拠となるため、いずれも、個人情報保護法との関係では、23条1項1号の「法令に基づく場合」に該当して適法な情報提供となる。

もともと、民法上の適法性(プライバシー権の侵害の有無)については、前者は情報提供に応じなくてはいけない法律上の義務がある(強制力がある)ことから、診療情報を提供してもプライバシー権の侵害は問題とならないが、後者の場合は、あくまで任意に情報提供を求められ

ているにすぎず、プライバシー権の侵害の問題が残る。

そのため、後者の場合には、口頭での照会に応じるのではなく、捜査関係事項照会書の交付を求めたり、要請された情報以外のものは提供しないようにしたりするなど、より慎重に対応する必要がある。

【参考文献】

判例時報2083号112頁

【メディカルオンラインの関連文献】

- (1) [医療情報保護](#)
- (2) [民法・民事訴訟法, 刑法・刑事訴訟法, 個人情報保護法](#)
- (3) [頸椎椎間板ヘルニアの機能解剖学的特性](#)
- (4) [労働安全衛生法](#)
- (5) [院外から診療情報の提供を求められた場合の対応について](#)
- (6) [個人情報保護のために必要な対策について](#)
- (7) [災害補償と労災保険](#)
- (8) [個人情報保護法と医療機関における実務対応](#)
- (9) [「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」に関するQ&A\(事例集\)](#)
- (10) [医療事故紛争増加の背景を探る-患者側弁護士の視点から](#)